

基発 1228 第 10 号
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険業務機械処理事務手引（短期給付一元管理システム、年金・一時金システム、介護システム、二次健康診断等給付システム、アフターケアシステム、給付統計データ関係）及びメリット制事務処理手引の一部改正について

労災保険業務機械処理事務及びメリット制事務処理については、「労災保険業務機械処理事務手引（短期給付一元管理システム）」（平成 13 年 3 月 30 日付け基発 218 号）、「労災保険業務機械処理手引（年金・一時金システム）」（平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 219 号）、「労災保険業務機械処理事務手引（介護システム）」（平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 220 号）、「労災保険業務機械処理事務手引（二次健康診断等給付システム）」（平成 15 年 3 月 27 日付け基発第 0327008 号）、「労災保険業務機械処理事務手引（アフターケアシステム）」（平成 12 年 9 月 8 日付け基発第 567 号）、「労災保険業務機械処理事務手引（給付統計データ関係）」（平成 19 年 3 月 26 日付け基発第 0326001 号）及びメリット制事務処理手引（平成 19 年 1 月 4 日付け基発第 0104001 号）（以下「機械処理手引」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 168 号）が施行されることに伴い、機械処理手引を別添のとおり一部改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

労災保険業務機械処理事務手引
(短期給付一元管理システム)

【キャンセル、エラー保留及びメッセージ番号表】

キャンセル 番 号	エ ラ ー の 内 容
C0118	同一給付キーのデータが、エラー保留のもの。
C0119	イ 同一短期給付キーが、他の管轄局署の一元管理台帳に登録済及び他の管轄局署の同一短期給付キーのデータが、エラー保留(療養の費用、休業)のもの。 ロ 同一短期給付キーが、入力した管轄局署と異なる管轄局署のデータとして、エラー保留(5号等、療養の費用、休業)のもの。
C0120	入力された「業通別」が一元管理台帳の「業通別」と一致しないもの。
C0121	基本情報の「全体処理区分」が登録されている場合、入力された「処理区分」が基本情報の「全体処理区分」と一致しないもの。ただし、処理区分が「20」の場合、基本情報の「全体処理区分」が「01」以外のもの。
C0122	「再発年月日」が入力された場合、一元管理台帳に初回の5号等が登録されていないもの。
C0123	入力された5号等に「再発年月日」の入力がない場合、一元管理台帳に初回の5号等がすでに決議入力されているもの。
C0124	「処理区分」の入力がない場合(給付保留入力時)、一元管理台帳の5号等が給付保留のもの。
C0125	「再発年月日」が入力された場合、基本情報に「治癒年月日」が登録されていないもの。また、基本情報の「治癒年月日」が入力の「再発年月日」より後か同一のもの。 「治癒年月日」≥「再発年月日」
C0126	基本情報に「再発年月日」が登録済で、「再発年月日」が入力された場合、基本情報の「再発年月日」と一致しないもの。ただし、処理区分が「20」の場合を除く。 また、基本情報の再発5号等が給付保留中の場合、入力の「再発年月日」が基本情報の「再発5号再発年月日」と一致しないもの。
C0127	「再発年月日」が入力された場合、基本情報に登録されている初回の5号等データが、成消事案によるエラー保留により決議前(決議待ち)のもの。
C0128	基本情報に「死亡年月日」が登録済で、「再発年月日」が入力された場合、「再発年月日」が「死亡年月日」より同一か後のもの。 「再発年月日」≥「死亡年月日」
C0129	イ 再発5号等を給付保留で入力した場合で支払前のレセプト(エラーとなっているレセプトを除く)が存在している場合のもの。 ロ 再発5号等を決議入力した場合で給付保留となっているレセプト(エラーとなっているレセプトを除く)が存在している場合のもの。
C0131	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001~9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前のもの。
C0405	「傷病年月日」が「保険関係成立年月日」前又は「保険関係消滅年月日」後であるもの。

(2) エラー保留

エラー保留番号	エラーの内容
E0101	入力された「労働保険番号」が、労働保険番号台帳に登録されていないもの。
E0102	イ 「年金証書番号」が入力された場合、年金・一時金システムに年金証書番号が登録されていないもの。 ロ 「年金証書番号」が入力された場合、年金・一時金システムにおいて年金証書番号が未決議のもの(振り出しのみの状態。)
E0103	同一短期給付キーのデータが他の「管轄局署」のデータとして、一元管理台帳に登録されているもの。(1署目)

(3) メッセージ

メッセージ番号	メッセージの内容
メ001	当該データが「全レセプト保留」のもの。
メ002	当該データが「全給付保留」のもの。
メ003	「生年月日」と5号等の「入力年月日」により算出した年齢が、満75歳以上のもの。
メ004	被災労働者の「管轄局」と労働保険番号の「府県」が一致しないもの。
メ005	「再発年月日」が入力された場合、該当データが「一元管理台帳」に登録されているもの。
メ010	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)のもの。
メ011	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)となるもの。
メ012	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)からその他のものに変更となるもの。

(2) 基本情報修正

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0111	全体処理区分を「01」に修正した場合、傷病年月日が労災適用開始年月日より前のもの。「傷病年月日」<「労災適用開始年月日」のもの。 また、労災適用なしのもの。
C0113	基本情報の「全体処理区分」が「01」以外の場合、特疾コードに「1」の入力があるもの。
C0115	基本情報の「業通別」が「3」(通勤災害)の場合、特疾コードに「1」の入力があるもの。
C0117	「特疾コード」が入力された場合、労働保険番号台帳の業種と不整合のもの。
C0132	給付キーの修正により、労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前となるもの。
C0231	給付キーの修正欄に年金証書番号の入力があり、5号等指定に入力がない場合、年金証書番号が年金・一時金システムに登録されていないもの。 また、支給決議していないもの。
C0232	短期給付キー又は年金証書番号(年金証書番号の場合は、年金・一時金システムから短期給付キーを取得する。)に入力があり、5号等指定に入力がある場合、短期給付キーが一元管理台帳又はエラー保留台帳に登録されていないもの。
C0233	基本情報又はエラー保留の5号等の管轄局署が、入力端末局署(代行の場合は、管轄局署A)と一致しないもの。ただし、基本情報の管轄署が「00(未決定のもの。)」の場合は除く。
C0234	5号等指定に入力がなく、基本情報の管轄署が「00(未決定のもの。)」の場合、入力端末局(代行の場合は、管轄局署Aの局)と一致しないもの。
C0235	基本情報の管轄署が「00(未決定のもの。)」で、管轄署を確定する場合、「性別」及び「被災者氏名」以外の項目を入力したもの。
C0236	診療費等支払期処理日にバッチ処理になる修正をしたもの、又は診療費等の支払期処理中のもの。
C0238	「性別」に入力があり、基本情報の「性別」と同一の場合(回収決議書(まとめ)再出力処理)、その他の項目に入力があるもの。
C0239	療養の費用の回収決議書(まとめ)出力中(決議待ち)のもの。 ただし、回収決議書(まとめ)再出力処理を除く。
C0240	給付キーの修正の場合、修正前・後の短期給付キーが同一のもの。(年金証書番号は、年金・一時金システムから短期給付キーを取得する。)
C0241	「全体処理区分」が入力された場合、基本情報の「全体処理区分」が「30(管轄外不支給)」のもの。
C0242	入力された「全体処理区分」が、基本情報の「全体処理区分」と同一のもの。

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル の 内 容									
C 3010	<p>請求書(柔整、はり・きゅう)の入力の場合、以下の表条件を満たさないもの。</p> <table border="1" data-bbox="494 309 1356 504"> <thead> <tr> <th data-bbox="494 309 874 369">委任・未支給</th> <th data-bbox="874 309 1098 369">指定・指名番号</th> <th data-bbox="1098 309 1356 369">口座番号関係項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="494 369 874 430">記入なし、「1」、「3」、「5」</td> <td data-bbox="874 369 1098 430">×</td> <td data-bbox="1098 369 1356 430"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 430 874 504">「7」、「8」</td> <td data-bbox="874 430 1098 504">○</td> <td data-bbox="1098 430 1356 504">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○…必ず記入する。 ×…記入しない。 空欄…該当する場合記入する。</p>	委任・未支給	指定・指名番号	口座番号関係項目	記入なし、「1」、「3」、「5」	×		「7」、「8」	○	×
委任・未支給	指定・指名番号	口座番号関係項目								
記入なし、「1」、「3」、「5」	×									
「7」、「8」	○	×								
C 3011	<p>イ 口座関係項目を入力する場合、金融機関コード、預金の種類、口座番号、のいずれか1つでも入力がある場合、他の項目すべてに入力がないもの。 ロ 口座名義人に入力がある場合、金融機関コード、預金の種類、口座番号のすべてに入力がないもの。 ハ 口座名義人(つづき)に入力がある場合、口座名義人に入力がないもの。 ニ 口座関係項目を入力する場合、「委任・未支給」が「1」、「3」、「5」の場合、金融機関コード、預金の種類、口座番号、名義人すべてに入力がないもの。</p>									
C 3012	<p>同一給付キーの基本情報の「全体処理区分」が「30(管轄外不支給)」のもの。</p>									
C 3013	<p>入力された請求書データと同一短期給付キーのデータが他の「管轄局署」のエラー保留(5号等、療養の費用、休業)のもの。</p>									
C 3014	<p>入力された請求書データと同一短期給付キーのデータが既に一元管理台帳に登録されている場合、「管轄局署」が不一致のもの。(3署目の場合。)</p>									
C 3015	<p>入力された請求書データと同一短期給付キーのデータが既に一元管理台帳に登録されている場合、「管轄局署」が不一致のもの。(管轄局署不一致の2件目の場合。)</p>									
C 3016	<p>入力された請求書データが、同一給付キーの登記済のデータと下記の項目すべて一致しているもの。 ①受付年月日、②費用の種別、③療養期間の初日、④療養期間の末日、⑤実日数、⑥請求金額</p>									
C 3017	<p>指定・指名番号が入力された場合、その番号が指定・指名台帳に登録されていないもの。</p>									
C 3018	<p>金融機関コード又は指定・指名番号が入力された場合、「金融機関コード」が金融機関台帳に登録されていないもの。</p>									
C 3019	<p>金融機関コード又は指定・指名番号が入力された場合、「受付年月日」が金融機関台帳上の「廃止年月日」より後か同一のもの。 受付年月日 ≥ 廃止年月日</p>									
C 3020	<p>初回分が未決議で、一元管理台帳に請求書データが初回分を含めて4件登記されている場合、5件目の請求書データの入力のもの。</p>									
C 3021	<p>入力の給付キーと同一給付キーのデータの「管轄局署」が、決定していない(××-00)もの。</p>									
C 3506	<p>労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前のもの。</p>									

メッセージ番号	メッセージの内容
メ330	種別が「はり・きゅう」の場合、入力された「療養期間の末日」が「最古療養期間の初日」より1年を超えているもの。
メ331	種別が「はり・きゅう」の場合、入力された「療養期間の末日」が「最古療養期間の初日」より9箇月を超えているもの。
メ332	種別が「はり・きゅう」の場合、入力された「療養期間の末日」が「最古療養期間の初日」より6箇月を超えているもの。
メ333	入力された「生年月日」と機械日付により算出された満年齢が75歳以上のもの。
メ334	入力された「委任・未支給」が「3」、「5」、「8」の場合、基本情報に死亡年月日が登記されていないもの。
メ335	基本情報の「治ゆ年月日」が2回目以上の登記の場合、 「療養期間の初日」≤「療養期間の末日」<「再発年月日」<「治ゆ年月日」のもの。 「療養期間の初日」≤「療養期間の末日」<「治ゆ年月日」<「再発年月日」のもの。
メ336	イ 基本情報に「治ゆ年月日」が未登記で、同一給付キーの年金・一時金システムに障害(補償)又は遺族(補償)年金が決議されている場合、入力された「療養期間の末日」が「支給事由発生日」より前のもの。 「療養期間の末日」<「支給事由発生日」 ロ 基本情報に「治ゆ年月日」が登記されていない場合、年金・一時金システムに障害(補償)又は遺族(補償)年金が決議されていないもの。
メ342	「当該被災者の診療費給付および費用の一般診療給付が存在しない」
メ343	「柔整療養期間初日が当該被災者の診療費総療養期間初日より前です」
メ344	「柔整療養期間初日が当該被災者の費用一般診療期間初日より前です」
メ345	「柔整療養期間初日が診療費総療養期間末日より30日以上経過です」
メ346	「柔整療養期間初日が費用一般診療期間末日より30日以上経過です」
メ347	金融機関コードが一括変更ですすでに修正されているもの。
メ348	入力された口座情報が一括変更されたものと同じです。
メ349	金融機関コードが一括変更されたもの、かつ、口座番号が「0」(ゼロクリア)となっているため、口座番号の設定が必要なもの。
メ353	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)のもの。
メ354	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)となるもの。
メ355	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)からその他のものに変更となるもの。

キャンセル番号	キャンセルの内容
C 2011	新継再別「特例」の入力の場合で、新・擬分が支払済又は不支給決議後以外であるもの。
C 2012	イ 入力 of 給付キーと同一のデータが、既に他の「管轄局署」のエラー保留データ(休業、療養の給付請求書、療養の費用)として存在するもの。 ロ 継・再分の入力の場合、同一給付キーのデータが既に他の「管轄局署」のデータとして存在するもの。
C 2014	新・擬分の入力の場合で、入力 of 「金融機関コード」のデータが金融機関台帳に存在しないもの。
C 2016	新・擬分の入力の場合で、入力 of 「平均賃金」が既に登記されている「平均賃金」と不一致であるもの。
C 2017	新・擬分の入力の場合で、入力 of 「特別給与の額」が既に登記されている「特別給与の額」と不一致であるもの。
C 2018	入力 of 「休業期間」が既に登記されている「休業期間」と1日でも重複するもの。
C 2019	新・擬分の入力の場合で、既に登記されている継・再分 of 「休業期間」より後の「休業期間」であるもの。
C 2020	継・再分の入力の場合(新継再別「特例」を除く)で、既に登記されている新・擬分 of 「休業期間」より前の「休業期間」であるもの。
C 2022	継・再分の入力の場合、既に「新・擬なしエラー」又は「新・擬分が計算不能のためエラー」で登記されているデータが4件あるもの。
C 2023	継・再分の入力の場合で、新・擬分が支払未済又は不支給決議書入力未済の場合、既に登記されている継・再分データが4件あるもの。
C 2024	入力 of 給付キーと同一のデータの「管轄局署」が「××-00」(診療費のみ移行データ)であるもの。
C 2025	新継再別「6」を入力した場合で、休業期間が新・擬分 of 休業期間より後のもの。
C 2140	新・擬分の入力の場合で、入力 of 「金融機関コード」のデータが「受付年月日」時点で廃止されているもの。
C 2231	新継再別「再発」の入力の場合、以下の条件であるもの。 イ 基本情報に「治ゆ年月日」が未登記であるもの。 ロ 基本情報に「治ゆ年月日」が登記済で、「再発年月日」が未登記である場合「休業期間初日」が「治ゆ年月日」以前であるもの。 ハ 基本情報に「治ゆ年月日」、「再発年月日」がともに登記済である場合「休業期間初日」が「再発年月日」より前であるもの。
C 2761	入力 of 「休業日数」が「0日」であるもの。
C 2773	労働保険番号 of 「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前のもの。

メッセージ 番 号	メ ッ セ ー ジ の 内 容
メ256	金融機関コードが一括変更ですでに修正されているもの。
メ257	入力された口座情報が一括変更されたものと同じです。
メ258	金融機関コードが一括変更されたもの、かつ口座番号が「0」(ゼロクリア)となっているため、口座番号の設定が必要なもの。
メ262	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)のもの。
メ263	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)となるもの。
メ264	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)からその他のものに変更となるもの。

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル の 内 容
C 3291	エラー保留又は決議前データの修正の場合、「診療機関の別」の入力があるもの。
C 3292	決議前データの修正の場合、「業通別」に入力があるもの。
C 3293	決議前データの修正の場合、「性別」に入力があるもの。
C 3294	決議前データの修正の場合、「被災者氏名」に入力があるもの。
C 3295	決議前データの修正の場合、「三者コード」に入力があるもの。
C 3296	決議前データの修正の場合、「特別加入者」に入力があるもの。
C 3297	決議後データの修正の場合、「請求金額」に入力があるもの。
C 3298	決議後データの修正の場合、「審査コード」の入力があるもの。
C 3501	既に口座関係項目が修正されているものに対して、口座関係項目が入力されたもの。
C 3502	口座関係項目の修正を受け付けたが、当該給付キーに係る修正があったもの。
C 3503	50局トレーニングの場合、口座関係項目が入力されたもの。
C 3504	基本情報に「治ゆ年月日」、「死亡年月日」が未登記で、同一給付キーの年金・一時金システムに障害(補償)年金の「支給事由発生年月日」が登記されている場合、修正後の「療養期間の初日」が「支給事由発生年月日」より後で、修正後の「療養期間の末日」が「転帰年月日」より前(又は転帰年月日未登記)となるもの。 ただし、費用の種別が「装具」、「診断書」以外のもの。
C 3505	上記C3504の内容で遺族(補償)年金の場合。
C 3507	給付キーの修正により、労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前となるもの。

キャンセル番号	キャンセルの内容
C 2719	修正前の「新継再別」と一致する入力であるもの。
C 2720	「新継再別」を修正する入力の場合、「6」を入力したもの。
C 2721	「新継再別」が「6」であるデータの「新継再別」を修正する入力であるもの。
C 2723	継・再のデータの「新継再別」を新・擬分のものに修正する入力であるもの。
C 2725	基本情報の「重大過失」が「1」であるデータについて、「新継再別」が「9」であるデータを登記する入力のもの。
C 2727	「休業期間初日」が「療養開始年月日」より前であるもの。 「休業期間初日」<「療養開始年月日」
C 2731	待期期間の控除により「支給日数」が「0」であるデータの「処理区分」を「01」に修正する入力のもの。
C 2733	支給決議後のデータに対して、「実額保険給付額」、「実額特別支給金額」ともに「0」の入力であるもの。
C 2734	支給決議以外のデータに対して、「実額保険給付額」、「実額特別支給金額」を入力したもの。
C 2735	1つの請求書データについて追給額と回収額が同時に発生するもの。
C 2736	入力された「実額保険給付額」が上限を超えているもの。
C 2737	入力された「実額特別支給金額」が上限を超えているもの。
C 2738	「特支コード」が登記されていないのに「取消」の入力であるもの。
C 2739	「委任・未支給」が登記されていないのに「取消」の入力であるもの。
C 2740	「日数査定」が登記されていないのに「取消」の入力であるもの。
C 2741	一元管理台帳に登記されているデータに対して、エラー保留のデータのみ修正できる項目の入力があるもの。
C 2742	継・再分のエラー保留データに対して、「三者コード」、「特別加入者」、「日雇コード」、「平均賃金」又は「特別給与の額」の入力があるもの。
C 2745	新・擬分が支払後又は不支給決議後以外で、既に継・再分を4件登記しているデータを修正先として、給付キー修正する入力のもの。
C 2761	入力された「休業日数」が「0」であるもの。
C 2762	新・擬分と継・再分決議書が同時決議の場合、新・擬分データの修正で、「新継再別」、「処理区分」、「受付年月日」、「休業期間」、「休業日数」、「日数査定」、「委任・未支給」、「実額関係項目」、「特支コード」、「口座関係項目」のいずれかに入力があるもの。
C 2774	給付キーの修正により、労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前となるもの。

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル の 内 容
C4112	新規登録の場合、入力した労働保険番号に該当するデータが労働保険番号台帳に登録されているもの。
C4113	変更・削除の場合、入力した労働保険番号に該当するデータが労働保険番号台帳に登録されていないもの。
C4114	適用事業場台帳からのデータ「1(登録区分)」を変更入力したもの。
C4115	労働保険番号台帳の項目を変更する場合、変更前と同一のもの。
C4119	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、保険関係成立年月日が平成21年12月31日以前のもの。

メッセージ 番 号	メ ッ セ ー ジ の 内 容
メ013	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)のもの。
メ014	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)となるもの。
メ015	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)からその他のものに変更となるもの。

労災保険業務機械処理事務手引
(年金・一時金システム)

【キャンセル・メッセージ】

No.	条 件
C5867	訂正した年金の後に一時金(失権差額一時金・未支給金等)が発生しているため訂正ができない、基本権取消事案となるため、本省に連絡すること。
C5868	支払事故解消後に「休業内払」を行うこと。
C5869	同月内の2日～末日期間以外への生年月日の訂正は行えない。
C5870	遺族(補償)年金(一時金)又は、葬祭料の受付が行われているため、傷病及び障害(補償)年金(一時金)の受付は行えない。
C5873	上順位者が存在するため、「上順位者への転給」を行うこと。
C5874	上順位者への転給後に算定基礎変更で「失格」を行うこと。
C5875	再出力できません、取消入力後再度入力してください。
C6053	傷病年月日が船員保険統合(平成22年1月1日)より前です。
C6054	受付年月日が船員保険統合(平成22年1月1日)より前です。

労災保険業務機械処理事務手引
(年金・一時金システム)

【ディアグ・メッセージ】

No.	条 件
M678	三者調整を行う事案であるか確認する。
M679	保留となっている過誤払額を休業内払又は債権選択で処理をする。
M681	過去の給付について追給額が発生している、現在継続している傷病(補償)年金に追給するため、本省に連絡すること。
M682	過去の給付について追給額が発生している、最新の傷病(補償)年金、障害(補償)年金(死亡以外で転帰している)に追給するため、本省に連絡すること。
M683	過去の給付について追給額が発生している。現在継続している遺族(補償)年金に追給するため、本省に連絡すること。
M684	入力された郵便番号又は、登録済み郵便番号が7桁でないため、確認すること。
M685	明・当・送要求票入力後に支払先情報訂正を行った事案である。
M686	未支給年金との同時入力である。
M687	失権差額一時金との同時入力である。
M688	障害(補償)前払一時金の調整途中で再発したため、本省に連絡すること。
M689	障害(補償)前払一時金の調整途中で再発し、その後に再治ゆし障害(補償)年金の支給決定を行う場合。前払の調整再開を行うため本省に連絡すること。 M690がセットで出力される。
M690	前払調整残額[××××××××]がある。 M689がセットで出力される。
M691	M689と同様である。
M708	船員等に対する給付事案です。
M709	事業の種類が他の業種から船員等へ変更となります。
M710	事業の種類が船員等から他の業種へ変更となります。

労災保険業務機械処理事務手引
(介護システム)

【メッセージ】

メッセージ番号	メッセージ内容等
メ827	<p>前回給付時における最新の請求対象年月の介護区分と今回請求時における最古の請求対象年月の介護区分が異なるもの。 (年金のそ及変更による場合は、介護について追・回給付を行う必要があるため、年金情報を確認すること。)</p>
メ828	<p>初回請求書における最古の請求対象年月が介護事由発生年月と異なるもの。 また、2回目以降の請求書の請求対象年月が既に入力されている請求書の請求対象年月よりも古く、かつ、介護事由発生年月と異なるもの。</p>
メ829	<p>既に「初月のため不支給」処理をしている請求対象年月よりも古い請求対象年月がある場合に、当該「初月のため不支給」処理済の請求対象年月を出力する。</p>
メ830	<p>既に「初月調整」処理をしている請求対象年月よりも古い請求対象年月がある場合に、当該「初月調整」処理済の請求対象年月を出力する。</p>
メ831	<p>介護区分判定不能となったものについて既に修正票で介護区分を入力している場合に、請求対象年月の等級号に変更がないため、既に修正票で入力した介護区分により自動判定したもの。</p>
メ832	<p>年金情報と突合したところ、請求対象年月の介護区分に変更はないが、障害・傷病等級が変更されているもの。 (請求対象年月単位に出力する。)</p>
メ833	<p>年金情報と突合したところ、すべての請求対象年月の介護区分に変更はないが障害・傷病等級が変更されているもの。</p>
メ834	<p>当該請求対象年月に「処理区分=15」を入力すべきでない場合に、「処理区分=15」が入力されたもの。</p>
メ835	<p>当該請求書データの請求されたすべての請求対象年月に「処理区分=15」を入力すべきでない場合に、「処理区分=15」が入力されたもの。</p>
メ836	<p>年金情報と突合したところ、請求対象年月の等級号に変更があったため、再判定の上、変更後の介護区分により出力したもの。 (請求対象年月単位に出力する。)</p>
メ837	<p>年金情報と突合したところ、すべての請求対象年月の等級号に変更があったため、再判定の上、変更後の介護区分により出力したもの。</p>
メ838	<p>介護料区分解除後、介護区分を変更する場合、修正してください。</p>
メ839	<p>金融機関コードが一括変更ですでに修正されています。</p>
メ840	<p>金融機関コードが一括変更されています。口座番号等の入力を行って下さい。</p>
メ841	<p>船員等に対する給付事案です。</p>
メ842	<p>事業の種類が変更され、船員等に対する給付事案となります。</p>
メ843	<p>事業の種類が船員等に関するものから他のものに変更となります。</p>

労災保険業務機械処理手引
(二次健康診断等給付システム)

【キャンセル、エラー保留及びメッセージ番号】

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル の 内 容
C 0122	「二次健康診断受診年月日」が二次健診給付の「請求年月日」より前の日付のもの。
C 0123	「二次健康診断受診年月日」が制度施行日(平成13年4月1日)より前の日付のもの。
C 0124	「一次健康診断結果」の項目のいずれかに「異常所見なし」の項目がある場合に、「特例コード=3(産業医等)又は5(3か月超及び産業医等)」が入力されていないもの。
C 0125	「脳又は心臓疾患の症状の有無」が「有」の場合、処理区分が「支給」であるもの。
C 0126	入力された給付請求書と同一給付キーの給付請求書が給付請求書台帳又は給付保留台帳に既に登録されているもの。
C 0127	保留解除で入力された給付請求書と同一給付キーを持つ給付請求書が給付請求書台帳に既に登録されているもの。
C 0128	入力された給付請求書と同一給付キーを持つ給付請求書が局保留ではないため局保留解除ができないもの。
C 0129	入力された給付請求書と同一給付キーを持つ給付請求書が給付保留台帳に存在しないもの。
C 0130	入力された給付請求書と既に登録されている給付請求書の内容が異なるもの。
C 0131	給付請求書の事前入力が労働局の端末から入力されたもの。
C 0132	給付請求書の決議後入力がRICの端末から入力されたもの。
C 0134	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001~9006)であるもの。

キャンセル 番号	キャンセルの内容
C 2287	「血糖検査における異常所見」が「無」の場合、処理区分が「不支給」又は「支給」で「特例コード＝3(産業医等)又は5(3か月超及び産業医等)」以外が入力されているもの。
C 2288	修正前の「腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定における異常所見」が修正後の「腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定における異常所見」と同一内容のもの。
C 2289	「肥満度の測定異常所見」が「無」の場合、処理区分が「不支給」又は「支給」で「特例コード＝3(産業医等)又は5(3か月超及び産業医等)」以外が入力されているもの。
C 2290	修正前の「尿蛋白検査についての異常所見」が修正後の「尿蛋白検査についての異常所見」と同一内容のもの。
C 2291	修正前の「脳又は心臓疾患の症状の有無」が修正後の「脳又は心臓疾患の症状の有無」と同一内容のもの。
C 2292	「脳又は心臓疾患の症状の有無」が「有」の場合、処理区分が「支給」であるもの。
C 2293	「処理区分」が「支給」の場合、修正後の「労働保険番号」が労働保険番号台帳に存在しないもの。
C 2294	「処理区分」が「支給」の場合、修正後の「労働保険番号」は労働保険関係が雇用保険のみ成立している事業場のものであるもの。
C 2295	「処理区分」が「支給」の場合、修正後の「労働保険番号」の労働保険関係が成消給付事案であるもの。
C 2296	修正後の「二次健康診断受診年月日」が「一次健康診断受診年月日」より前の日付のもの。
C 2297	修正後の「二次健康診断受診年月日」が二次健診給付「請求年月日」より前の日付のもの。
C 2298	修正後の「二次健診受診年月日」が「受付年月日」より後の日付のもの。
C 2299	修正後の「給付キー」と同じ給付キーのデータが台帳に存在するもの。
C 2300	対応するレセプトが支払処理済の場合、新たに重複事案となる給付キー修正ができないもの。
C 2301	決議後保留のデータで、新たに重複事案になるキー修正ができないもの。
C 2302	修正後の一次健診結果と二次健診結果が不整合であるもの。
C 2303	一次健診結果と二次健診結果が不整合の場合、一次健診結果を修正したがいまだ不整合であるもの。
C 2304	入力された給付キーに該当するデータが台帳上に存在しないもの。
C 2305	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)であるもの。

エラー番号	エラーの内容
E 1024	二次健診の検査項目等の組合せに誤りがあるもの。
E 1025	二次健診の検査項目等の組合せと「請求額」に誤りがあるもの。
E 1026	必須検査項目に未実施の検査項目があるもの。
E 1027	「特定保健指導」の実施と「脳又は心臓疾患の症状の有無」に不整合があるもの。
E 1028	「ヘモグロビンA _{1c} 検査」が、一次健診と二次健診で重複検査又は未実施であるもの。
E 1029	「尿蛋白検査」と「微量アルブミン尿検査」が、一次健診と二次健診で重複検査又は検査未実施であるもの。
E 1030	「ヘモグロビンA _{1c} 検査」と「微量アルブミン尿検査」の両方で、一次健診と二次健診の検査有無の組み合わせに不整合があるもの。
E 1031	同一の給付キーを持つレセプトが既に存在するもの。
E 1032	給付請求書が登録されていないもの。
E 1033	給付請求書が「事前入力」の状態のもの。
E 1034	費用請求書の「受付年月日」が「請求年」・「請求月」より前の日付のもの。
E 1035	費用請求書の「請求金額」がレセプトの「請求額」の積み上げ金額と一致しないもの。
E 1036	費用請求書の「内訳書添付枚数」が実際に入力されたレセプトの枚数と一致しないもの。
E 1037	費用請求書の「受付年月日」、「請求年」・「請求月」、「請求金額」、「内訳書添付枚数」で項目間エラーが発生したもの。
E 1038	費用請求書の「受付年月日」、「請求年」・「請求月」及び「請求金額」で項目間エラーが発生したもの。
E 1039	費用請求書の「受付年月日」、「請求年」・「請求月」、「内訳書添付枚数」で項目間エラーが発生したもの。
E 1040	費用請求書の「請求金額」、「内訳書添付枚数」で項目間エラーが発生したもの。
E 1041	レセプトの「二次健康診断受診年月日」から費用請求書の「受付年月日」までが3年(国立病院の場合は5年)を超えるもの。
E 1042	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)であるもの。

労災保険業務機械処理手引
(アフターケアシステム)

【メッセージ解説一覧】

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル 内 容 等
C1135	「交付年月日」が「治ゆ年月日」以前であるもの。 「交付年月日」・「治ゆ年月日」を確認すること。
C1136	労災短期情報の「全体処理区分」が支給決議されていないもの。 労災情報の「全体処理区分」を確認すること。
C1137	「健康管理手帳番号」の傷病番号と傷病コードが一致しないもの。 傷病番号・傷病コードを確認すること。
C1138	労災情報の「性別」と入力不一致のもの。 性別を確認すること。
C1139	「治ゆ年月日」が前回交付された手帳の再発年月日以前であるもの。 「治ゆ年月日」・「再発年月日」を確認すること。
C1140	「管轄局署」の局と「健康管理手帳番号」の所管局が一致しないもの。 「管轄局署」・「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1141	新規報告時に「対象傷病」コードの入力がないもの。 「対象傷病コード」を記入し再入力すること。
C1142	「労働保険番号」に対応する労災情報(労働保険番号台帳)が存在しないもの。 「労働保険番号」を確認し、「労働保険番号」を労働保険番号台帳に登録すること。
C1143	業務災害のみ手帳交付が可能な傷病にもかかわらず、業通別が通勤災害となっているもの。 「業通別」を確認すること。
C1144	短期情報の治ゆ年月日が不正である。 移行登録欄に記入し再入力する。
C1151	廃止した傷病コードが入力されているもの。 「受付年月日」・「対象傷病コード」を確認すること。
C1151	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前のもの。 「労働保険番号」・「傷病年月日」を確認すること。
C1201	修正決議待ちの健康管理手帳に対して、交付申請書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1202	健康管理手帳番号に対応する交付時の情報(手帳情報)が存在しないもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1203	不交付決議された健康管理手帳番号に対して交付申請書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1204	交付時は年金情報が未登記(手帳台帳)だが、現在は労災年金情報が存在するもの。 労災情報を確認し、更新前手帳に修正帳票で年金証書番号を登記し、交付申請書を再入力すること。
C1205	交付報告決議待ちの健康管理手帳に対して交付決議書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。

キャンセル 番 号	キ ャ ン セ ル 内 容 等
C1472	過去に1度も住所変更がされていないにもかかわらず、「住所変更年月日」のみが入力されたもの。 「住所」と「住所変更年月日」をセットで入力すること。
C1473	有効期限末日が直前の手帳の有効期限末日から算出した日付と異なってしまうため、不交付から交付に修正できない。 当該及び直前の健康管理手帳番号の交付年月日を確認すること。
C1481	給付キーの修正により、労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)で、傷病年月日が平成21年12月31日以前となるもの。 「労働保険番号」・「傷病年月日」を確認すること。

警告番号	警告内容等
メ144	交付時に手帳台帳に登録された治ゆ年月日と、現在の労災短期台帳での治ゆ年月日が一致しない。 「治ゆ年月日」を確認すること。
メ145	キー変更前とキー変更後の基本情報(治ゆ年月日、管轄局署、性別)が一致しない。 「治ゆ年月日、管轄局署、性別」を確認すること。
メ146	入力された性別が労災情報と一致しない。 「性別」を確認すること。
メ147	労災情報に登録されている治ゆ年月日と入力が一致しない。 「治ゆ年月日」を確認すること。
メ148	キー変更時に変更前と変更後の基本情報(治ゆ年月日、管轄局署、性別)が一致しない。 「治ゆ年月日、管轄局署、性別」を確認すること。

(3)登録メッセージ

メッセージ番号	メッセージ内容等
メ159	労働保険番号の「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)のもの。
メ160	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)となるもの。
メ161	労働保険番号の変更により「事業の種類」が「船舶所有者」(9001～9006)からその他のものに変更となるもの。

労災保険業務機械処理手引
(統計給付データ関係)

【キャンセル・メッセージ】

キャンセル番号	キャンセルメッセージ
C0035	給付の種別1～7のとき4桁、給付の種別8のとき2桁以外です
C0036	給付の種別1～7のとき1、3、給付の種別8のとき5以外です
C0037	【二次健診等給付制度開始年月日＞支払(回収)年月日】です
C0038	【二次健診等給付制度開始年月日＞支払(回収)決定年月日】です
C0039	業通二別空欄、1、3のとき4桁、業通二別5のとき2桁以外です
C0043	特例コード3、5のとき、一次検査結果すべてが異常所見有ります
C0048	「障害・傷病等級号」は制度改正されています。本省連絡願います
C0051	【船員保険統合年月日＞傷病年月日】です
C0052	船員等は二次健康診断等給付の支給対象外です
C0053	【船員保険統合年月日＞支払(回収)年月日】です
C0054	【船員保険統合年月日＞支給(回収)決定年月日】です

メリット制事務処理手引

【キャンセル・メッセージ】

(ロ) 関連エラー番号表

関連エラーは、関連する2つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合がある場合にはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなった場合は、帳票を訂正の上、再入力する。

a 算定基礎報告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0251	入力できない項目の入力がある又は不足する入力項目がある。
C0252	入力管轄局と労働保険番号の管轄局が不一致である。
C0253	任意入力項目がすべて未入力である。
C0254	成立年月日が過去3年度以前ではない（「新規」報告時のみ）。
C0255	消滅年月日が入力不可時の入力又は入力必須時の未入力である。
C0256	消滅年月日が翌年度以降である。
C0257	移転前確定保険料が未入力である。
C0258	移転前確定保険料が入力されている。
C0259	補正入力期間中に新取変コードが復活として入力されている。
C0260	補正入力期間外に特例コードが入力されている。
C0261	労働保険番号と等しい移転前労働保険番号が入力されている。
C0262	労働者数が災害度係数からみて非適である（「新規」報告時のみ）。
C0263	算定基礎報告書（分割報告）は報告期間外のため処理できない。 （事業分割報告を分割年度の翌々年度以降に入力した場合）
C0264	算定基礎報告書（分割報告）の成立年月日は制度改正日前である。 （分割新設事業の成立年月日が平成11年3月31日以前であった場合）
C0265	移転前労働保険番号の所掌に「9」が指定されています
C0266	算定基礎報告書（船舶事業）の成立年月日が制度改正日前である。
C0267	船舶事業に係る事業分割日が平成25年3月31日以前である。